

岡山県知事が所轄する私立学校(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。))第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下同じ。)及び私立専修学校等(法第四条第二号に掲げる私立専修学校及び私立各種学校をいう。以下同じ。)の設置、私立高等学校(学校法人(法第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))が設置する高等学校をいい、同法人が設置する中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の学科又は課程の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び目的の変更の認可に係る審査については、別に定めるもののほか、次に定める基準により行うものとする。

第一 私立学校の設置の認可

一 設置者について

幼稚園の設置者は、原則として学校法人であること。

二 立地条件について

私立学校の立地環境が適切であり、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

三 名称について

私立学校の名称は、その目的及び内容にふさわしいものとし、かつ、他の学校と同一又は類似の名称でないこと。

四 施設及び設備について

(一) 私立学校の施設及び設備(以下「施設等」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

(二) 施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用するとき。

イ 校舎敷地を除く校地について、二十年以上にわたり安定して借用できる権利を取得するとき。

ウ 電子計算機等、教具又は校具について、その一部を借用するとき。

(三) 校地は、(二)のアに該当する場合を除いて、申請時において申請者名義の所有権、地上権その他の使用権の登記がなされていること。

(四) 施設等は、安全で堅ろうなものであって、指導上、保健衛生上及び管理上適切なものであり、かつ、私立学校として一体的に整備されるものであること。

(五) 施設等は、私立学校の開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。ただし、校舎及び設備については、教育上支障のない年次計画に従って確実に整備されると認められる場合には、この限りでない。

(六) 施設等の整備に要する資金(以下「設置資金」という。)の財源は、寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入をもって充てるものとし、かつ、申請時において、当該寄附金等を収納し、又は保有していること。ただし、次のいずれにも該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、当該設置資金の額の三分の一の額を限度として借入

金をもって充てることができるものとする。

ア 銀行、信用金庫その他知事が別に指定する機関からの借入金であること。

イ 適正かつ実行可能な償還計画が確立されていること。

ウ 各年の償還額が、年間帰属収入の額の十分の一以内であること。

- (七) 入学を条件とする寄附金、施設等の建築工事等を施工する請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置資金の財源として適当でない認められる寄附金は、設置資金の財源に充てないこと。

五 経営に必要な財産について

(一) 申請時において、私立学校の経営に必要な財産として、少なくとも、私立学校の開設年度における当該私立学校の経常経費の二分の一に相当する額の寄附金、積立金その他学校法人の負債とならない資金を収納し、又は保有していること。

(二) 原則として、私立学校の完成年度までにおいては、各年度の経常経費の財源に借入金を充てるものでないこと。

(三) 四の(七)に掲げる寄附金を経常経費の財源に充てないこと。

六 既設校等について

(一) 当該私立学校以外の私立学校及び私立専修学校等(以下「既設校」という。)の施設等は、原則として、学校教育法その他の法令に規定する基準に適合していること。

(二) 既設校の在籍幼児、児童又は生徒の数が、収容定員を著しく超過し、又は不足していないこと。

(三) 学校法人の資産状況については、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が三分の一以下であり、かつ、原則として、申請の日の属する年度の前々年度から私立学校の完成年度までにおける各年度の償還額が、当該各年度の帰属収入の五十分の一を超えないものであること。

(四) その他既設校の管理運営が適正に行われていること。

七 その他

私立学校の経営が営利企業的でないこと。

第二 私立専修学校等の設置の認可

一 設置者について

私立専修学校等の設置者(以下「設置者」という。)は、原則として、次に掲げる法人のいずれかであること。

ア 学校法人又は法第五十二条第五項に規定する法人

イ 一般社団法人又は一般財団法人

ウ その他公益を目的とする法人

二 施設等について

(一) 私立専修学校等の施設等は、学校教育法その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

(二) 施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用するとき。

イ 校地について、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定による借地権(同法第二十三条及び第二十四条の規定によるものを除く。)が設定され、その登記がされるとき。ただし、校

舎敷地を除く校地については、二十年以上にわたり安定して借用できる権利を取得するとき。

ウ 電子計算機等、教具又は校具について、その一部を借用するとき。

(三) 第一の四((一)及び(二)を除く。)の基準を準用する。

三 経営に必要な財産について

(一) 申請時において、私立専修学校等の経営に必要な財産として、少なくとも、私立専修学校等の開設年度における当該専修学校等の経常経費の三分の一に相当する額の寄附金、積立金その他設置者の負債とならない資金を収納し、又は保有していること。

(二) 第一の五((一)を除く。)の基準を準用する。

四 国等の指定について

(一) 日本語教育を行う私立専修学校等の設置については、文部科学大臣の認定を受けるものであること。

(二) 医療及び衛生に関する教育を行う私立専修学校等の設置については、原則として、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が認定する資格(資格認定試験の受験資格を含む。以下「公的資格」という。)を修得することができる施設として国等の指定を受けるものであること。

五 既設校等について

(一) 設置者の財政状況が健全であるとともに、既設校のための負債について、適正な償還計画が確立されており、かつ、償還が適正に行われていること。

(二) 第一の六((三)を除く。)の基準を準用する。

六 その他

第一の二、三及び七の基準を準用する。

第三 私立高等学校の学科又は課程の設置の認可

(一) 私立高等学校の学科又は課程の設置(通信制の課程の設置を除く。)の認可については、第一の四から七までの基準を準用する。ただし、収容定員の増加を伴わない学科の再編等に係る学科又は課程の設置の認可であって、知事が適当と認めるものについては、第一の五並びに六の(一)及び(三)の基準は、適用しない。

(二) 通信制の課程の設置(通信制課程における学科の設置を含む。)、通信制の課程の収容定員の増加に係る学則の変更、広域の通信制課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合に係る学則の変更の認可については、第一の四から七までの基準を準用するとともに、別に定める基準により行う。

第四 私立専修学校の課程の設置及び目的の変更の認可

第一の七及び第二の一から五までの基準を準用する。

第五 認可申請の手続

(一) 私立学校の設置、私立専修学校等の設置及び私立高等学校の課程の設置に係る認可申請を行う学校法人は、開設予定年度の前々年度の十一月末日までに、総務部総務学事課へ事前に相談を行った上で設置計画書を提出するものとする。この場合において、岡山県私立学校審議会(法第八条第一項の規定により設置される岡山県私立学校審議会をいう。)は、当該設置計画書について、意見を述べることができる。

(二) 認可申請を行う学校法人は、(一)の意見を踏まえて、認可申請書を開設予定年度の前年度の五月末日までに知事に提出するものとする。

